一　保安林の所在場所　岩手県一関市東山町田河津字夏山二七の八、二七の四三、六二の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字夏山二七の八（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　群馬県安中市中後閑字戸谷三一八五の一、字上西久保三二二二、甘楽郡下仁田町大字東牧字下直平六六八、南牧村大字熊倉字大上八五七、八六三の一、八六三の三、乙八六四、乙八六七、乙八六八、八七六の一、八七七の一、八七九の一、字貝掛平八三四の三、八三四の四、甲八三五、乙八三五、丙八三五、八四二の二、八四四の三、八五三の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字下直平六六八、字大上八五七、八六三の一、八六三の三、乙八六四、乙八六八、八七七の一、八七九の一、字貝掛平八三四の三、八三四の四、甲八三五、乙八三五、丙八三五、八四二の二、八四四の三、八五三の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁並びに安中市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県玉名市三ツ川字小代五四七三の二七五、五四七三の四一二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小代五四七三の二七五・五四七三の四一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県和賀郡西和賀町左草五地割三一の六、三一の七、三一の一九、三一の三三、五二、六〇、一一〇の二、一一〇の一八から一一〇の二四まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字溝ノ口横數二八九二の二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び西和賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字落合字溝ノ口横數二八九二の二（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字溝ノ口横數二八九二の二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市天道字大谷二九一・二九三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二九四、三〇三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大谷二九四・三〇三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年三月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福岡県宮若市黒丸字西ノ上一三六七から一三七〇まで、一三七一の一、一三七四、字尻無一七八九、字丸尾一八四六、一八四七、一八四八の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字丸尾一八四六・一八四七・一八四八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字尻無一七八九（次の図に示す部分に限る。）、字西ノ上一三六七から一三七〇まで・一三七一の一・一三七四（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。